

## ソフトウェア開発キットの利用に関する規約

ソフトウェア開発キットの利用に関する規約(以下「本規約」という)は、株式会社NTTドコモ(以下「当社」という)が提供するソフトウェア開発キット(Speak SDK(ソースコード及びオブジェクトコード))の使用条件等を定めるものである。貴社(以下「開発者」という)は本規約に同意しない場合、本件ソフトウェア開発キットを利用することはできないものとする。

### (定義)

第1条 本規約において使用する用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「Speak」とは、自然言語処理技術によって自然な対話を通じたサービス提供を可能とする技術をいう。
- (2) 「本件ソフトウェア開発キット」とは、外部サーバに対してあらかじめ取得した認証トークンや、エンドユーザから入力された音声・テキストのいずれかを送信し、外部サーバから送信された音声やテキストを受信する機能を持つ、Speak SDK(ソースコード及びオブジェクトコード)をいう。
- (3) 「開発者」とは、本件ソフトウェア開発キットを使用又は複製して本件アプリを開発する貴社をいう。
- (4) 「本件アプリ」とは、本件ソフトウェア開発キットを使用又は複製し開発する、Speak 技術を利用したサービスのためにスマートフォン・タブレットその他機器上で動作するアプリケーションプログラムをいう。
- (5) 「サービス提供者」とは、本件アプリを使用して Speak 技術を利用したサービスを提供する事業者をいう。
- (6) 「エンドユーザ」とは、各サービス提供者が提供するサービスを利用する者をいう。

### (本規約への同意及び契約の成立)

第2条 開発者は本件ソフトウェア開発キットを自己のパーソナルコンピュータ等の機器上で実行した時点で本規約に同意したものとし、当社との間で本規約に基づく契約が成立し、その効力が生じるものとする。

### (利用許諾)

第3条 当社は開発者に対し、開発者が本規約の各条項を遵守することを条件に、開発者又はサービス提供者が日本国内で Speak 技術を利用したサービスを提供するにあたり必要となる本件アプリを開発し、本件アプリを開発者又はサービス提供者がエンドユーザに配布する目的に限り、本規約に従って次の各行為を行うことのできる、非独占的且つ譲渡不能な権利を許諾する。

- (1) 本件ソフトウェア開発キットを使用及び複製し、本件ソフトウェア開発キットを組み込んだ本件アプリの開発
  - (2) 前号に基づき開発した本件アプリのサービス提供者への提供、及び開発者がサービス提供者に対して本件アプリと一体として本件ソフトウェア開発キットを使用する権利の再許諾
  - (3) 開発者又はサービス提供者による本件アプリのエンドユーザへの配布、及び開発者がサービス提供者に対し、本件アプリと一体として本件ソフトウェア開発キットを複製しエンドユーザに配布できる権利の再許諾
  - (4) エンドユーザによる本件アプリの使用、及び開発者がサービス提供者をして又は開発者が直接エンドユーザに本件アプリと一体として本件ソフトウェア開発キットを使用できる権利の再許諾
2. 前項に基づき開発者がサービス提供者及びエンドユーザに再許諾する権利は、以下の制限を受けるものとする。
- (1) サービス提供者は、日本国内で Speak 技術を利用したサービスを提供する範囲において本件アプリを使用、複製及び配布する限りにおいてのみ、本件アプリに組み込まれた本件ソフトウェア開発キットを使用、複製及び配布できるものとする。
  - (2) エンドユーザは、サービス提供者が提供するサービスを利用する範囲において本件アプリを使用する限りにおいてのみ、本件アプリに組み込まれた本件ソフトウェア開発キットを使用できるものとする。
  - (3) 開発者、サービス提供者及びエンドユーザは、本ソフトウェア開発キットに第三者の著作権が

含まれていることを認識し、本ソフトウェア開発キットの全ての利用及び複製にあたり別紙[LICENSE\_ThirdParty.txt](/LICENSE\_ThirdParty.txt)に定めるものを含む本件ソフトウェア開発キットの著作権表示及び許諾条件を遵守するものとする。

- (4) 開発者は、本規約において自己が負うのと同等の義務をサービス提供者に課し、サービス提供者をして又は開発者が自らエンドユーザに課させるものとし、当該義務違反について当社に対し、一切の責を負うものとする。

(本件ソフトウェア開発キットの変更)

第4条 当社は、当社の判断により、開発者への事前の通知なく本件ソフトウェア開発キットの全部又は一部を変更、追加、廃止、提供中断又は中止(以下「変更等」という)することができるものとする。

2. 本件ソフトウェア開発キットの変更等により開発者又は第三者に生じた損害について、当社は一切の責任を負わない。

(対価)

第5条 当社は開発者に対し本件ソフトウェア開発キットを無償で提供する。

(非保証及び免責)

第6条 当社は開発者に対し、本件ソフトウェア開発キットを現状有姿で提供し、本件ソフトウェア開発キットの技術的正確性、実現性、市場性、特定目的適合性、第三者の権利侵害の有無等につき、いかなる明示的、黙示的な保証も行わない。

2. 本規約に関連して発生した損害について当社が負う一切の責任は、現実且つ通常の損害に限られ、且つ、その上限は当社が開発者より現実に受領した対価の額とし、当社は開発者、サービス提供者、エンドユーザ、その他の第三者に対し、いかなる場合においても、特別損害、間接的損害、付随的損害及び拡大損害(逸失利益、機会損失等を含む)について一切の責任を負わない。

(エンドユーザからの同意の取得)

第7条 開発者は、自ら又はサービス提供者が本件アプリをエンドユーザに対し使用させる場合、以下に定める事項について、エンドユーザの個別且つ明確な同意を事前に自ら取得し又はサービス提供者に取得させるものとし、エンドユーザのプライバシーを保護するために必要な措置を講じるものとする。

- ・開発者又はサービス提供者が本件アプリを通じて、本件アプリ毎に個別に払い出される認証トークンの他、エンドユーザが発話した音声・テキストのいずれかの情報を取得し、開発者、サービス提供者又は第三者のサーバ等に送信すること、及び当該開発者、サービス提供者又は第三者が当該情報を分析すること。
- ・前記のとおりサーバに送信されたデータは、Speak 技術を利用したサービスの安定的な稼働及び Speak 技術を利用したサービス、開発者及びサービス提供者のサービス向上のために利用すること。
- ・エンドユーザが発話した音声・テキストが開発者、サービス提供者又は第三者のサーバ等に送信され、当該情報が分析されることに鑑み、エンドユーザが自己及び第三者の個人情報を発話・入力しないこと。

(禁止行為等)

第8条 開発者は、本件ソフトウェア開発キットの利用について、以下の各号のいずれかに該当する又は該当する可能性があるとき当社が判断する行為をしてはならない。

- ① 本件ソフトウェア開発キットの全部又は一部をリバース・エンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイルその他の解析をする行為
- ② 本件ソフトウェア開発キットの利用により、第三者を差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、名誉を毀損し、又はプライバシーを侵害する行為
- ③ 本件ソフトウェア開発キットの利用により第三者の知的財産権(著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、肖像権を含む)その他の権利を侵害する行為
- ④ 当社又は第三者のネットワークその他の設備に過度な負担を与え、又は不正な動作をさせる行為
- ⑤ その他本規約に違反する行為

- ⑥ 前各号の行為を推奨、助長又は幫助等する行為
  - ⑦ 前各号の他、当社が不相当と認める行為
2. 当社は本条を含め本規約に違反する本件ソフトウェア開発キットの利用を認知した場合は、事前の通知なく本件ソフトウェア開発キットの使用の差し止めを行い、本規約に基づく契約を解除することができるものとする。

(第三者との紛争)

- 第9条 本件ソフトウェア開発キットの利用に関して、開発者と第三者(サービス提供者、エンドユーザを含むがこれに限らない)との間で紛争等が発生した場合、当社は当該紛争等の解決義務を負わないものとし、開発者は開発者自身の費用と責任で当該紛争等を解決するものとする。また、当社が任意に当該紛争等の解決努力をした場合でも、解決義務および継続的な解決努力義務を負うものではない。
2. 前項の紛争および開発者が本規約に違反したことにより、当社が損害(対応に要した弁護士費用等を含む)を被った場合、開発者は当社に対して当該損害を賠償し、当社が支出した一切の費用(合理的な範囲の弁護士費用等を含む)を補償するものとする。

(知的財産権等)

- 第10条 本規約による本件ソフトウェア開発キットの利用許諾は、当社から開発者、サービス提供者又はエンドユーザへの本件ソフトウェア開発キットの著作権、その他何らの権利を移転するものではない。
2. 開発者は、本規約に基づく契約の成立は、本規約に明示的に規定されているものを除き、当社が開発者、サービス提供者、エンドユーザ、その他の第三者に対して、当社の保有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、技術上又は営業上のノウハウ若しくはその他の権利、又はこれらを受ける権利に基づく実施権等の権利を許諾するものではないことを確認し、同意する。

(権利の譲渡等)

- 第11条 開発者は、本規約に基づき当社に対して有する権利又は当社に対して負う義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできない。

(本規約の変更)

- 第12条 当社は、当社の都合により開発者への事前の通知又は承諾を得ることなく、本規約を変更することができる。この場合、変更後の本規約が適用されるものとし、変更後の本規約は当社が別途定める方法にて開発者に通知されるものとする。

(合意管轄)

- 第13条 当社と開発者との間で本規約に関連して訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(準拠法)

- 第14条 本規約に基づく契約の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとする。

附則(2019年4月18日)

本規約は、2019年4月18日から適用します。

以上